

第 4 次新潟市障がい者計画の骨子

第 1 部 総論

1 計画策定の趣旨

○これまでの経緯や時代背景を織り交ぜながら策定趣旨を記載

2 計画の位置づけ

○法的位置付けを記載

3 基本理念及び基本目標

○基本理念を一部修正。基本目標は第 3 次計画の内容を基本に記載

4 計画の期間

○令和 3 年度から 6 年間である旨を記載

5 障がいのある人とは

○本計画の対象となる障がい者の捉え方について記載

6 計画の構成

○計画の構成について記載

7 新潟市における障がいのある人の状況

○手帳所持者数の推移などを記載

8 新潟市における障がいのある人のニーズ

○アンケート調査の結果・分析について記載

第2部 各論

1 地域生活の支援

(1) 相談支援体制の充実

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

本市では、これまでは全区に相談支援事業者を、また4つの区に障がい者基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の提供と福祉サービスの利用援助、専門機関の紹介、ピアカウンセリングなどを行い、障がいのある人が身近なところで相談や情報提供が受けられる体制の整備を図ってきました。

障がい福祉サービス事業者、雇用、教育といった関連する分野の関係者から構成する地域自立支援協議会については、全体会のほか、運営事務局会議・区自立支援協議会・運営事務局会議などを設置・運営し、地域の関係機関によるネットワーク構築を図ってきました。

一方で、障がいのある人とその家族が抱える課題は多様化しているため、各機関や関係者には専門的な知識や支援技術が求められているとともに、連携や情報共有も重要になってきます。

障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

○施策の方向性

障がいのある人が身近なところで、いつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備を進め、必要な情報が必要な人に届くようにします。

今後も引き続き、基幹相談支援センターにおいて、障がい種別や年齢等を問わず、あらゆる相談を受け止め、総合的な支援を行うとともに、より専門的な支援が必要な場合には、他の専門相談機関と連携した支援を行い、だれもが安心して相談できる体制を整えます。さらに、当該センターでは、地域移行・地域定着に関すること、相談支援体制の強化、権利擁護、虐待防止、差別解消などにも取り組めます。

また、各区役所や関連部署との連携を深めるとともに、各種研修を実施し、職員や相談員の能力向上に努めていきます。併せて、各区に配置しているピアカウンセラーの積極的な活用や、適切な医療の提供に繋がるよう関係機関との連携に努めます。

その中で、家族の状況など障がいのある人を取りまく環境の変化にともなう不安を解消し、障がいのある人が地域で安心して自立した生活ができるよう、在宅サービスや経済的支援、権利擁護の相談などの必要な情報や支援を受けられるようにします。

さらに、障がいの特性等に起因して生じた緊急時の相談に対応できるよう、夜間を含めた常時の連絡体制を確保し、必要に応じて訪問支援及び受入支援を実施します。

発達障がい、難病、高次脳機能障がい、強度行動障がい、医療的ケア児者などへの対応については、それぞれの障がいに関する専門医療機関等との連携や支援体制の充実に努めます。

発達障がいについては、乳幼児期から学校、卒業後の就労へと途切れのない支援が必要です。そのため、保健・医療・福祉・教育・雇用等各分野が相互に連携し、一人ひとりの障がい種別に応じた早期からの支援体制が重要となることから、関係機関との連携を図るとともに、児童発達支援センター・発達障がい支援センターにおいて、発達障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の強化を図ります。

ひきこもりへの支援については、ひきこもり相談支援センターが関係機関と連携しながら、ひきこもりで悩むご本人とその家族に対する支援を実施します。また、同センターが区社会福祉協議会等と協力・連携し出張相談を行うほか、居場所の運営についても技術援助を行うなど地域の特性に合わせた支援に取り組めます。

災害時に必要となる被災者の相談支援体制については、関係機関や福祉施設などとの連携を図りながら、その充実に努めます。

これらの相談支援体制を効果的に実施するため、地域自立支援協議会等により、関係機関のネットワーク構築を図るとともに、当事者からの意見を反映させながら、困難事例への対応方法、地域課題の抽出及び対応する施策について定期的に協議を行います。

(2) 在宅サービスの充実

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

ホームヘルプサービス、ショートステイ事業等は、障がいのある人の地域生活を支える上で、欠かすことのできないサービスです。これらの在宅サービスは今後一層需要が見込まれており、障がいのある人のニーズに適切に応えられる体制が必要です。

ホームヘルプサービスについては、利用者の重度化、高齢化などに対応するために必要なサービス量を確保していく必要があります。また、ショートステイについては、利用者数・利用日数が年々増加していますが、利用定員が限られているため、緊急的なニーズに応えられる空室の不足や医療行為を要する重度者の受け入れ先の不足が課題となっています。

○施策の方向性

必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保していくとともに、サービスの質の向上に努めます。利用者により質の高いサービスを安定的、継続的に提供するために、今後もサービス供給基盤の整備・充実・質の向上に引き続き取り組んでいきます。

(3) 経済的な支援

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

障がいのある人に対する経済的な支援として特別障害者手当、特別児童扶養手当など各種手当の支給を行うほか、生活の安定を図ることを目的とした心身障害者扶養共済制度の運営を行っています。さらに、福祉タクシーの利用助成や自動車改造費の助成を行うことにより、重度の障がいのある人の外出への負担軽減を図っています。

今後は、障がい年金制度など市が行う制度以外のもも含め、各種制度を漏れなく、活用していただく必要があります。

○施策の方向性

障がいのある人の生活基盤の安定を図るため、区役所窓口や基幹相談支援センターにおいて年金や各種手当の制度に関する情報を提供するなど、制度周知・受給支援に努め、手当の適切な支給を行います。

移動が困難な重度の障がいのある人の外出を支援する各種助成制度の周知を徹底するとともに、制度の利便性向上に努めます。

また、障がい福祉サービスの利用者負担については、当面の間、市独自の負担軽減策を実施し、障がいのある人の経済的な負担の軽減を図ります。

(4) サービス基盤の充実

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

現在、入所施設には、様々な障がい程度の方が入所しており、地域での生活が可能な障がいのある人については、入所施設から地域生活への移行が求められています。一方で、入所施設の利用を希望する待機者が多数おり、入所したい方がすぐに入れない状況となっています。

さらに、生活介護などの日中活動系事業者やグループホームの数に地域によって偏りがあることや、重症心身障がい者や強度行動障がい者、医療的ケア児者等が利用できるグループホームや日中活動系事業所、ショートステイ事業所が不足していることも課題です。

精神障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、受け皿となる住居や活動の場などの物質的資源の充実だけでなく、フォーマル・インフォーマルな人的支援の充実や、差別や偏見のない地域づくりが課題となることから、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が求められます。

○施策の方向性

障がいのある人が地域で自立して生活していくため、生活介護などの日中活動系事業所、住まいの場としてのグループホームなど、サービス基盤の整備・充実・質の向上に努めます。また、グループホーム体験の機会や場の提供など、入院・入所施設から地域生活への移行を促進する支援策を検討します。

重症心身障がい者や強度行動障がい者、医療的ケア児者等が利用できる事業所の整備を推進します。

また、施設入所待機者の解消に向けた施設整備など継続的に推進していくための検討を行います。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するために、当事者、家族、医療・保健・福祉の関係者による協議の場「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」において、地域課題を共有し、包括的な支援について検討します。また、行政機関、精神科医療機関、関係事業所によるネットワークを強化するとともに、人材育成を行い、各機関、事業所における支援技術の底上げを図ります。

(5) 地域生活を支える人づくり

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、お互いに理解し、助け合うことのできるコミュニティが必要であり、人と人とのつながりを育むことが大切です。また、関係機関や団体等と連携した施策の展開が一層求められています。

○施策の方向性

身体障がいのある当事者や知的障がい者の保護者に障がい者相談員業務を委託し、地域において身体や知的に障がいのある方やその保護者等への相談支援を行います。身近な地域で相談に応じることで在宅生活を支えるとともに、関係機関と連携し障がい者のニーズに応じた対応を行い、障がい福祉の増進を図ります。

障がいのある人やその家族による当事者活動の支援を行い、地域社会での共助の仕組みづくりを図っていきます。

今後も社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携し、ボランティアやNPO法人などの住民参加型在宅福祉サービス団体の活動を支援するとともに、支援者・団体・サービス事業者のネットワークづくりをサポートします。

(6) スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

障がいのある人の社会参加を支援する観点から、障がい者大運動会を開催するとともに、新潟県と共催で、新潟県障害者スポーツ大会を開催しています。

また、障がいの有無に関わらず文化芸術活動を楽しむワークショップ等を開催して、障がいのある人も文化芸術活動へ気軽に参加できる機会を創出しています。今後も、地域住民と一緒に文化・スポーツ活動をさらに推進していく必要があります。

人生100年時代を迎え、新たな社会の姿として Society5.0 の実現が提唱されています。社会が大きく変化する中であっても、障がいのある人が主体的に地域や社会と関わり、新たな自分を発見したり、生きがいを見つけたりすることができるよう、文化活動やスポーツ活動、余暇活動への参加を支援していく必要があります。

○施策の方向性

障がいのある人の社会参加はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、文化活動やスポーツ活動の機会を確保するなど様々な取組みを検討します。また、より多くの障がいのある人や地域住民が気軽に参加できるよう、活動事業の内容を工夫し広報していきます。

平成26年度からパラリンピックの管轄が厚生労働省から文部科学省へ移管されるなど、全国的に障がいの有無に関わらず、共にスポーツに参加するという機運が高まりを見せており、本市においても障がい者スポーツの取組みを推進していきます。

障がいのある人がスポーツにより機能回復や体力維持を図り、スポーツを競技として楽しむために、巡回教室や支援者育成講習会等を実施するとともに、全国障害者スポーツ大会への参加の支援やパラリンピックやスペシャルオリンピックスを含めた障がい別のスポーツ活動への支援を行います。

さらに、日常生活を豊かなものにするためには、余暇を使って趣味を行うなど、様々なことに興味を持つことが必要であり、余暇活動を充実させ、また、社会参加を促進するための支援を行います。

地域や社会と関われる余暇活動等に参加し、新たなつながりを広げることで、生活の中に「楽しみ」を作り出すことができます。関係機関等と連携しながら、障がいの有無に関わらず共に学び続け、誰もが豊かで潤いのある生活が送れるよう、余暇やレクリエーション、学習活動等に関する情報を発信していきます。

(7) 情報提供・意思疎通支援の充実

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

これまで、手話通訳者の配置や手話通訳者・要約筆記者等、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業のほか、市報にいがたの点字版や音声版（デイジー版・一般CD版）を作成し、希望者への郵送、市長記者会見の手話通訳など、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に必要な情報を提供し、意思疎通支援を実施してきました。

また、手話が言語であるとの認識の下、全ての人々が相互に人格と個性を尊重することを基本理念とする「新潟市手話言語条例」を平成31年4月1日に施行し、手話への理解の促進や手話の普及等に取り組んでいます。

しかし、派遣件数の多い平日の昼間に派遣できる手話通訳者等や要約筆記（パソコン）者等の確保が課題となっています。

今後も、障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、意思疎通支援は一層必要です。

○施策の方向性

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者が、疎通意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるよう、また情報の取得や利用のための手段について選択できる機会の拡大を図るよう努めます。

意思疎通支援を必要とする障がいのある人に対して、手話通訳者等や要約筆記者等、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣や養成を行い、地域で障がいのある人を支える人材を養成するとともにさらなるスキルアップを図っていきます

また、ウェブやソーシャルメディアなどのICTを活用した情報提供を積極的に行うとともに、障がいのある人がパソコンなどのIT機器を、気軽に利用できるようなサポート体制の充実を図ります。

市のホームページについても、内容の充実はもちろん、障がいのある方や高齢者にも、利用にあたって不自由さを感じることはないようウェブアクセシビリティに配慮したページを作成していきます。

(8) 災害時支援体制の整備

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

昨今、豪雨、暴風、地震などの自然災害やインフルエンザ、コロナウイルスなどの感染症が猛威をふるうなかで、このような大規模な災害が発生した際に、障がい者やその家族が安心・安全に生活が送れるよう、必要な障がい福祉サービス等が確保されるとともに、障がい者に対して必要な支援が行き届くことが重要です。

災害に対する配慮としては、自主防災組織等に自力避難が困難な状態である方の名簿として「避難行動要支援者名簿」の提供を行い、同組織等において避難支援方法等を検討してもらうことで、地域における「共助」の仕組みづくりを促進し、地域防災力の向上を図り、災害時における可能な範囲での避難支援につなげていきます。

○施策の方向性

国や県等から通知される情報の収集に努め、通知に基づく障がい福祉サービスや各種手当、事業所運営等の取り扱いについて柔軟に対応します。

また、国や県等からの通知を事業所へ情報提供するとともに、現場の状況やニーズ等の把握に努め、必要な支援が幅広く行き届くよう努めます。

高齢者や障がいのある人、難病患者、介護が必要な人等、災害時に自力で避難できない人や避難に時間を要する人で、家族などの援護が望めない人などを対象に、迅速な避難支援体制が図れるように、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員などに配布します。

これにより、災害時における共助の仕組みづくりを行うとともに、日頃から地域でお互いに助け合おうとする意識の醸成を図り、自主防災組織や協力自治会による個別避難支援計画の作成を支援します。

また、当事者や障がい者施設などへの防災情報の提供に努めます。

大規模災害により、避難所が開設された場合には、必要に応じ福祉避難所を開設し、障がいのある人等、通常の避難所では生活が難しい人が安心して避難生活を続けられるよう、障がい等の特性に応じた支援を行うとともに、特性に応じた情報提供や必要な福祉用具等にも速やかに対応するよう努めます。

2 保健・医療・福祉の充実

(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

子どもたちの成長・発達の確認と育児支援を目的として、乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査等を継続して実施し、障がいの早期気づきと相談支援に努めています。

また、児童相談所や、新潟市発達障がい支援センター「JOIN（ジョイン）」、はまぐみ小児療育センター、医療機関など関係機関との連携を行い早期気づきに努めるとともに、身近な支援の場である各区の療育事業や児童発達支援センター「こころん」において、ことばや発達に遅れのみられる就学前の児童に対する発達支援を行ってきました。

その一方で、保護者が子どもの特性について十分理解できないまま、入園や入学を迎えることも多いことから、関係機関と連携を深めながら継続して支援する必要があります。

○施策の方向性

今後は、さらに早期気づき・支援につなげるための乳幼児健康診査の充実と、身近な地域での各区の療育事業・発達相談の充実に努め、専門機関との連携を図りながら、保護者が子どもの特性について理解できるような体制の充実に努めます。

児童相談所や、新潟市発達障がい支援センター「JOIN（ジョイン）」、医療機関など関係機関との連携を行い早期気づきに努めるとともに、身近な支援の場である各区の療育事業を実施します。

また、療育事業の中核的機関として児童発達支援センター「こころん」において、ことばや発達に遅れのみられる子への相談支援、早期療育を行うとともに、地域の保育園等でも保育所等訪問支援事業で専門的な療育を実施し、支援体制の充実に努めます。

(2) 医療の支援

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

医療面では、障がいを軽減するための「自立支援医療の給付」と、医療費の一部を助成する「重度障がい者医療費助成」、「精神障がい者入院医療費助成」など、経済的な負担軽減を図っています。

○施策の方向性

障がいのある人が安心して医療サービスを受けられるよう、医療費助成を引き続き行うとともに、医療機関との連携・強化に努めます。

障がいのある人の口腔内が清潔に保たれ、適切に歯科保健医療が受けられるよう、口腔保健福祉センターを中心として、家族や福祉関係者への知識の普及や環境づくりに取り組んでいきます。

また、脳血管障害や脳外傷等により高次脳機能障がいを持つ人に対する支援のあり方を新潟県高次脳機能障害相談支援センターと検討し、その支援に努めます。

(3) 精神保健と医療施策の推進

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

精神疾患を早期に発見し早期治療に結びつけ、市民のこころの健康の保持増進を図るため、こころの健康センターや各区役所及び地域保健福祉センターで、精神保健や精神科医療に関する相談や訪問指導を実施しています。

精神科救急医療については、病院群の輪番により休日と夜間における精神科救急医療体制を確保するとともに、受診を円滑にするため新潟県と共同で精神科救急情報センターと精神科医療相談窓口を運営しています。

救急医療や身体合併症治療における一般医療機関と精神科医療機関の連携が不足しているため、シンポジウムを開催する等、相互に協議する場を設けています。

また、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症についての相談が増えているものの、病気の理解や受け止めが困難であるという依存症の特性から、当事者や家族が相談機関に繋がりにくく、病気や行動が深刻となってからの相談が増えています。

令和元年度、市内において、依存症治療拠点病院・専門病院が認定されましたが、今後の更なる周知啓発が必要です。

そのほか、本市の自殺者数は年々減少傾向にあるものの、依然として政令指定都市の中では、自殺死亡率が高い水準で推移しています。

精神障がいのある人の医療費にかかる経済的負担の軽減を図るため、平成26年9月1日から重度障がい者医療費助成の対象者に精神保健福祉手帳1級所持者を加え、医療費助成の拡充を実施しました。精神障がい者入院費医療費助成、自立支援医療（精神通院）の給付と併せて、経済的負担の軽減を図っています。

○施策の方向性

複雑多様化する相談に対応するために、関係職員を対象にした専門研修を継続して実施します。

精神科救急医療については、精神科救急情報センターと精神科医療相談窓口の事業内容を随時見直しながら、事業の周知を拡大することで、より円滑なシステム運営を図ります。また、一般医療機関と精神科医療機関の相互理解促進に関しては、引き続き協議する場を設け、医療機関間の連携体制の強化を図ります。

依存症対策としては、アルコール、薬物、ギャンブル依存症の治療および回復に向けた支援として、市民の病気への理解が深められるよう、また、早期に相談機関や依存症治療拠点機関・専門病院につながるよう広く周知・啓発を行います。

また、治療および回復に向けて、自助グループや家族会等と連携し、支援を行います。

自殺対策については、「第2次新潟市自殺総合対策行動計画」に基づいて、引き続き、地域ネットワークの強化や人材育成に取り組むとともに、若年層の自殺対策を強化します。

(4) 難病に関する保健・医療施策の推進

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

難病とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」において、「発症の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とするもの」と定義されています。

難病は、長期の療養生活を必要とするため、難病患者や家族を取り巻く状況の変化を踏まえ、住み慣れた地域で安心して療養しながら生活を続けていけるよう、関係機関と連携し、生活・治療・就労面における相談、助言、サービスを幅広く提供できる体制を構築する必要があります。

併せて、難病患者や家族が地域で尊厳をもって生活することができるよう、社会全体が難病に関する正しい知識と理解をもつことが必要です。

○施策の方向性

難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行ないます。

また、難病患者や家族のQOLの向上を図るため、総合的な相談支援を行う窓口として、NPO法人新潟難病支援ネットワークに委託して、新潟市難病相談支援センターを運営するほか、新潟市難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者への支援体制に関する課題を共有し、関係機関との連携の緊密を図り、地域の実情に応じた体制整備の協議を行い、難病対策の発展を図ります。

3 療育・教育の充実

(1) 就学前療育の充実

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

就学前の障がいのある子どもには、療育を通じて心身の発達を促すとともに、将来の学校生活のための基礎づくりを行っています。保護者への相談体制を整備し、障がいのある子どもや発達が気になる子どもの子育てへの不安を軽減しています。

保育所等では、障がいの有無にかかわらず、集団保育を行うことで、子どもの心身の発達を促し、生涯にわたる生きる力の基礎を培うことに努めています。

各区の療育事業や児童発達支援センターにおいて、ことばや心身の発達に気になる状況がみられる就学前の子どもに対する発達支援を行っています。

○施策の方向性

障がいのある子どもが、身近な場所においてより良い専門的療育が受けられるよう、地域での体制を整備するとともに、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」、児童発達支援センター「こころん」などの専門機関の充実を図ります。

また、ペアレントメンターやペアレントトレーニングなど保護者支援に繋がる取組みの充実に努めます。

市内保育所における障がい児支援の中心的役割を果たす発達支援コーディネーターの配置を進めるほか、研修による保育所職員の資質向上や保育所への巡回支援専門員の派遣、保育所等訪問支援などにより療育体制の充実を図ります。

また、市内すべての保育所等で障がいのある子どもの受け入れ体制を整備しています。

(2) 学校教育の充実

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

障がいのある児童・生徒の自立と社会参加を目指して、障がい特性に応じたきめ細かな教育の充実を図っています。また、共生社会の実現を目指しインクルーシブ教育システム構築を進めていく必要があります。そのために、障がいのある児童・生徒の多様なニーズに応えることができるように多様な学びの場の充実や関係機関との連携を深める必要があります。

児童・生徒の個々のニーズや特性に応じた個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成と共に合理的配慮の提供を進めることが必要です。個々の児童・生徒の課題解決のためのきめ細かな把握と指導の充実、さらに、指導にあたる教職員が多様な障がいの特性や指導方法に関する専門性を身に付け、指導力を向上させることが必要です。

○施策の方向性

個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進め、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室等の多様な学びの場の整備や医療や福祉等の関係機関との連携体制の整備を含めて、よりよいあり方を検討します。また、児童・生徒の学習環境を充実させる観点から、校舎等の改修や備品、教材、支援機器等の充実も図るとともに、地域の様々な専門機関を有効活用し、合理的配慮の提供を進めます。

通常の学級に在籍する、支援や配慮を必要とする児童・生徒について、教職員の早期の気づきや適切な理解を深めるために、特別支援教育コーディネーターを核として、校内に設置している校内委員会の機能の充実を図っていきます。また、校内委員会の中心となる特別支援教育コーディネーターに対して、指導力の向上を図るために研修内容の工夫を図ります。

さらに、通常の学級や特別支援学級に在籍する、配慮や支援が必要な児童生徒に対する人的な支援として特別支援教育支援員や特別支援教育ボランティアをニーズに応じて配置をしていきます。

個別指導の充実については、障がい等がある児童・生徒だけでなく、通常学級に在籍する支援や配慮の必要な児童・生徒も、各学校で「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの特性やニーズに応じた指導・支援に取り組むように努めます。

就学や進学および就労など将来の方向性について、保護者との合意形成を図りながら、丁寧に進めていきます。

今後も、「入学支援ファイル」や「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」をもとに学校や関係機関への情報の共有化に努めるとともに、それらの作成率の向上に努め、次の段階に必要な支援や配慮が適切に繋がるように努めていきます。

また、教職員の理解促進や指導力の向上のため、教職員のニーズを把握しながら、総合教育センターや学校支援課で開催している特別支援教育に関する研修会の内容の充実にも努めていきます。

(3) 放課後等活動の充実

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

障がいのある子どもに対して、授業の終了後又は休業日に放課後等デイサービス事業を行い、子どもたちの健全育成を図りました。

しかし、長期休暇時を中心に利用者が増加していることから、受け入れ拡大を検討していく必要があります。

○施策の方向性

放課後等デイサービス事業による放課後等の居場所づくりを推進し、学校と連携しながら障がいのある子どもたちの放課後等活動の充実に努めます。

また、放課後児童クラブでの障がい児の受け入れなど、より身近な地域での放課後等活動の充実に図ります。

4 雇用促進と就労支援

(1) 雇用促進と一般就労の支援

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

障がい者雇用については、障害者雇用促進法に雇用率の定めがあり、平成30年の見直しでは、民間企業においては2.0%から2.2%に、地方公共団体にあつては2.3%から2.5%に引き上げられました。

こうした法改正等により障がい者雇用に対する企業の関心は高まっており、障がいのある人の就職件数や新規求職申込件数は年々増加しています。とりわけ、精神障がいのある人の件数は、大幅に増加しています。

本市においても、福祉施設から一般就労への移行者は、過去から伸びています。

本市では、これまで障がい者職業能力向上支援事業によるセミナーや刊行物等により障がい者雇用の普及、啓発に努めてきましたが、H25年10月に新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を開設したことにより、就職を希望する障がいのある人の相談から就職後の定着支援まで一貫した伴走型支援が可能となりました。また、H27年4月に「あぐりサポートセンター」を開設し、働ける職域を広げ、農業分野で就労や訓練の場が創出できるよう支援を行っています。

しかしながら、就職を希望している障がいのある人はまだ多数おり、就職後の定着や、雇用率未達成企業が5割にも満たないなどの課題があります。

また、患者については法定雇用率に算定されず、就職がしづらい状況にあります。

○施策の方向性

新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を中核として、一人ひとりの障がい特性に応じた、相談から定着までの伴走型支援を継続するとともに、事業主からの相談に応じるなど障がい者雇用企業の支援、拡大にも努めます。

障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援事業の職業訓練により、障がいのある人の職業準備性や働く意欲を向上させると共に、関係機関との連携を図りながら障がいのある人を雇用する企業や実習先の開拓を行います。

H30年10月から始まった就労定着支援については、定着支援にかかる支援の必要性について周知に努め、利用の促進を図るとともに、H26年2月に結成した「新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク」みつばち」の取り組みにより、障がいのある人の雇用に積極的に取組む企業への支援も実施していきます。

農業分野においては、障がい者の就農を促進することで、地域特性を生かした職域の拡大を図ります。

(2) 福祉施設等への就労の支援

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

本市では、これまで就労継続支援給付費の支給を行うことで、企業での就労が難しい障がいのある人の就労の場としての機能を提供してきました。また、地域活動支援センターにおいて、日常的な相談支援や仲間づくりの支援、日中の居場所や社会経験の場づくりなど、様々な機能を提供するため、地域活動支援センター運営費の補助を行ってきました。

しかし、多くの就労継続支援事業所では商品開発や製作能力、販路に限界があることから、そこで支払われる工賃は低額となっています。

また、NEXT21にある「まちなかほっとショップ」では、障がいのある人が作った製品や作品の販売支援を行っていますが、販売実績はほぼ横ばい状況にあります。

今後は、商品開発力の向上、共同受注等による工賃の増額のための取り組みの支援が必要です。

○施策の方向性

就労継続支援給付費の支給や地域活動支援センター運営費の補助を引き続き行い、就労の場の確保や地域活動支援センターによるサービスの提供を支援します。

今後も授産製品や請負業務などを市民にPRして販路拡大を図るとともに、施設のネットワーク化による共同受注の検討など工賃を増額するための方策について検討を進めます。

また、福祉施設の商品開発力の向上や事業の創出に繋がるよう、積極的に他都市の参考事例について情報提供を行います。

「新潟市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者施設や障がいのある人を雇用している企業からの製品の買い入れや役務の提供を、市が率先して活用します。

5 生活環境の整備

(1) 住宅環境の整備

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

障がいのある人が住み慣れた住宅で快適な日常生活を送るためには、それを阻害している環境要因を軽減・除去し、安心して生活できる住環境を確保することが必要です。

本市では、在宅の重度の障がいのある人がいる世帯に対し、障がいのある人の住居に適するように改造するために障がい者向け住宅リフォーム助成事業を実施しています。

これからも、さらに住宅のバリアフリー化や多様な住まいの確保等への支援が必要です。

○施策の方向性

障がいのある人の生活の場を確保するため、各種事業を展開し、誰もが生活しやすい住宅の提供の促進を図るとともに、住宅に困窮する低所得の障がいのある人に配慮するため、市営住宅の建て替えに際しては、障がい者向け住宅の整備を検討するほか、ユニバーサルデザイン化を図ります。

また、各種制度のより一層の周知を進めるほか、民間事業者とも協力・連携しながら、身近な地域における障がいのある人の住居の確保を支援していきます。

(2) 安心・安全なまちづくりの推進

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、交通機関や歩道・建物のバリアフリー化を進める必要があります。バリアフリー新法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）および「新潟市交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅、道路、信号機等のバリアフリー化を各事業者・管理者と一体的に進めています。

今後は、障がいのある人や高齢者を含めたすべての人が建物、道路、公園、交通機関などを自由に利用できるまちづくりを進める必要があります。

○施策の方向性

従来実施してきた事業を確実に進めるとともに、道路や建物、交通機関等のハード面のバリアだけでなく、市民の心（ソフト）のバリアを取り除くため、市民や民間企業の意識の向上を図り、また理解や協力を得られるよう福祉のまちづくり推進事業を展開していきます。

(3) 緊急時支援体制の整備

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

安全な日常生活を送ることができるよう、障がい者あんしん連絡システムにより、一人暮らしの重度の障がいのある人の日常生活の安全を確保するため、緊急通報装置を設置し、24時間体制で、緊急時の対応やサービス提供機関への連絡調整を行っています。

消防局の「消防情報システム」に登録するなどして、出動した各消防隊へ速やかに情報を共有することにより、安全・確実・迅速な消防活動が行われています。

また、聴覚・言語機能等に障がいがあり、音声による119番通報が困難な方々に対し、ファックスやメールによる119番通報に加えて、Net119緊急通報システムを確立しています。

○施策の方向性

ひとり暮らしの重度身体障がい者が、家庭内で病気や怪我などの救急事態が発生した場合に、緊急連絡先へ速やかに連絡できる体制を確保することにより、安心・安全な在宅での生活を支援します。

火災や救急時に、障がい者の特性等に配慮した緊急通報体制や支援体制を確保することで、障がい者が安心して救助等が受けられるよう、制度の周知と迅速な救急活動に努めます。

(4) 犯罪・消費者トラブルの防止

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

消費者を狙う特殊詐欺や悪質商法は社会の情勢に応じ、次々と新しい手口が生まれています。悪質商法による消費者被害が拡大し社会問題化しています。特に判断能力に不安のある障がいのある人が、だまされたり、悪質な訪問販売などによる被害に遭うケースがあります。

障がいのある人が犯罪や消費者トラブルの被害者にならないための問題意識を高めてもらう一方で、家族をはじめ地域の人々の見守り活動も重要です。

○施策の方向性

グループホームや通所施設などと連携し、障がいのある人及び家族に対する消費者被害の防止に関する出前講座を実施します。

契約者・相談者の家族の協力を求めるとともに成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用に向け関係者と連携し、広く周知に努めます。

犯罪被害や消費者被害の防止に当たっては地域が一体となって取り組むことが有効であることから地域・町内会などに対し、防犯や消費生活に関する出前講座を実施します。

消費者被害防止のための見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)を通じて、障がいのある人の消費者被害の未然防止に取り組めます。

6 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障がいを理由とした差別の解消の推進

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

障がいのある人が地域で暮らすためには、障がいの有無にかかわらず、分け隔てなく全ての市民がお互いを尊重し合い、助け合い、あらゆる差別のない共生社会を実現することが重要です。しかしながら、いまだ、社会全体には障がいや障がいのある人に対する偏見や誤解、無理解がみられ、障がいのある人が差別を受けたり、不快な思いをしているケースがあります。

本市では、平成28年4月1日に「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行し、障がい等を理由とした差別の解消等を図るとともに、共生社会の実現を目指した取り組みを行っています。

○施策の方向性

障がい等を理由とした差別解消の未然防止策として、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるための周知啓発・研修や、障がいのある人と障がいのない人の相互理解を深めるための交流機会の提供等に関する取り組みを進めるとともに、条例推進会議の開催、事後対応策として相談・紛争解決に取り組めます。

(2) 権利擁護の推進

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

地域で安心して自立した生活を送ることができるように、障がいのある人や家族の権利擁護のため専門相談の実施や、成年後見制度の利用に係る費用を助成しています。

障がいのある人や家族が地域で安心して自立した生活をしていくためにも、一層の権利擁護を推進していく必要があります。

○施策の方向性

障がいのある人や家族の権利擁護のため、基幹相談支援センターで各種相談や情報提供を行うほか、障がい者虐待や障がいを理由とする差別については、専門の相談員が対応にあたり、早期解決を図ります。

障がいのある人の意思決定の支援に配慮しつつ、個々の心身の状況や家族の意向等をふまえながら、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に努めます。

また、成年後見制度の利用に係る費用の助成を引き続き行うとともに、成年後見制度や虐待防止、差別の禁止など、権利擁護に関する制度等の周知啓発に取り組みます。

(3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

障がいのある人が地域で安心・安全に暮らしていくためには、地域生活や社会参加において、周囲の人たちが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、また理解を広めることが必要です。

令和元年12月に行った認知度調査では「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の認知度は31.4%となっており、なかでも10代以下の若年層における条例認知率は22.0%と特に低い傾向にあります。

○施策の方向性

「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の目的である共生社会の実現に向け「ともにプロジェクト」を推進し、障がいのある人への理解を深めるため、障がい者アートを活用した理解促進事業（公共空間におけるアート展示等）など、市民への啓発事業を展開します。

また、令和元年度より始めた、共生社会づくりに興味のある企業等を繋ぐネットワーク「ともにEntrance（エントランス）」により、官民協同で、企業・団体等の交流を進めていきます。

啓発活動を通じて、障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人にとって住みよい社会となるよう合理的配慮の必要性やユニバーサルデザインの考え方を進めます。

(4) 福祉教育の推進

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

本市では、学校教育等において、福祉読本を作成し、早い時期から発達段階や地域の特性に応じて、障がいや障がいのある人に対する正しい理解や助け合いの心を広めるための福祉教育を進めていますが、国の動向や市条例の内容などを受け、さらに充実が必要です。そのために、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ機会や、障がいのある子ども・障がいのある人とのふれあいの場を増やしていく必要があります。

○施策の方向性

学校教育等を通じて、障がいや障がいのある子ども・障がいのある人に対する理解を広め、共に安心して暮らしていける社会を目指していきます。障がいのある子どもも障がいのない子どもも同じ社会の構成員として、お互いの人格や個性を尊重し合える心を育むよう、家庭、地域、福祉施設と学校などがともに連携して、障がいのある子ども・障がいのある人とのふれあいの場や、学びあう機会を増やしていきます。

小・中学校では、障がいのある子どもと障がいのない子どもが学ぶ場を設けたり、特別支援学校では居住地校交流の場を設けたりするなど、交流及び共同学習の推進に努めます。

障がいや障がいのある子ども・障がいのある人の理解を図るために、総合的な学習の時間を活用し、障がいのある方を招いて話を聞く、実際に体験（点字や手話、車いす等）をする、障がいのある子ども・障がいのある人の施設を訪問して一緒に活動するなどの体験的な学習にも取り組んでいきます。

また、福祉に関する理念や現状、共生社会の実現に向けた新潟市の取組などを、分かりやすく解説した福祉読本「だれもが心豊かに暮らせるまちづくり」を引き続き作成し、市立小・中・中等教育学校に配布します。授業での活用により、児童生徒が福祉や市の取組について正しい知識をもち理解を深めることができるよう取り組んでいきます。

(5) ボランティア活動の支援・推進

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

本市では、ボランティアグループなどが活発に市民活動を展開しており、障がい者施設や地域での生活を積極的に支援しています。社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターでは、ボランティア活動を推進する人材を育成するとともに、学校、企業、団体などが実施するボランティア講座へ講師を派遣するほか、各種ボランティア講座を市民に身近な各区で開催し、情報提供を行うことで、ボランティア活動を支援しています。

今後も、より身近な場所でボランティア活動を行う人と障がいのある人との交流やボランティア活動の場が必要です。

○施策の方向性

ボランティア活動を通して障がいのある人の地域生活を支えたいと考える市民に、手話や点字、要約筆記、ガイドヘルプ等を知ることや学んだりすることの機会を増やすなど、ボランティア活動を推進する人材の育成に努めていきます。

7 行政等における配慮の充実

(1) 選挙等における配慮等

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

障がいのある有権者が、その権利を円滑に行使することができるように、選挙等における配慮を行う必要があります。

選挙に関する情報については、点字や音声による選挙公報の提供などを行っているほか、投票所においては、施設の段差解消用スロープの設置や設置ができない場合の人的介助支援、車いすや車いす対応記載台の設置、点字器等投票設備の設置を行っています。

障がいのある人が投票しやすい環境にしていくためには、選挙情報の周知、投票所の設備等の整備や事務従事者による適切な支援、投票所での投票が困難な人への支援などを充実していくことが必要です。

○施策の方向性

選挙に関する情報については、点字や音声など多様な方法で提供します。

また、郵便等による不在者投票や指定病院等での不在者投票などの制度について周知し、投票所での投票が困難な人の投票機会の確保を進めます。

投票所においては、障がいのある有権者の利用に配慮した投票環境の向上を図るとともに、点字投票や代理投票の際に事務従事者が適切な支援を行うなど充実に努めます。

(2) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

第4次新潟市障がい者計画(案)

○現状と課題

障害者差別解消法の施行に基づき、職員対応要領（障がい等を理由とする差別の解消の推進に関する新潟市職員対応要領）を策定し、職員研修（新採用職員研修や新任課長研修、窓口接遇研修など）において障がいを理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供について周知徹底を図っています。

市職員は事務事業を行うにあたり差別を行わないよう、職員対応要領に則った適切に対応する必要があります。

○施策の方向性

市における事務・事業の実施に当たっては、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

市職員に対して障がい者への理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。

また、関係機関における相談事例を市全体で共有し、障がい者が必要とする配慮等に関する理解を促進します。

第3部 計画の推進に向けて

1 庁内の協力体制

○庁内関係部局の連携による協力体制を記載

2 計画の位置づけ

○団体や事業者等との協力体制を記載

3 計画の推進

○障がい者施策審議会等との関わりなどについて記載